

議第 151 号

## 財産の譲与について

次のとおり財産を譲与する。

### 1. 譲与する財産

下呂市大ヶ洞山村活動支援センターの土地及び建物  
(詳細は別紙のとおり)

### 2. 譲与する相手方

下呂市萩原町大ヶ洞 248 番地 3  
大ヶ洞区自治会 (認可地縁団体) 代表者 熊 崎 利 光

### 3. 譲与する理由

下呂市の公の施設見直し方針に基づき、公民館、集会場等の施設で地域に利用が特定される施設については、譲与を基本としており、施設所在地の上記団体と合意に達したので譲与するもの。

### 4. 譲与する日

平成 31 年 1 月 1 日

平成 30 年 11 月 30 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

### 提 案 理 由

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めるもの。

譲与する財産

【土地】

所在地番	登記地目	登記地積
下呂市萩原町大ヶ洞字内垣内 248 番 3	宅 地	1,295.60 m <sup>2</sup>

【建物】

所在地	建物名称	構造	延べ床面積
下呂市萩原町大ヶ洞248番地 3	下呂市大ヶ洞山村活動 支援センター	木造平屋建て	252.98 m <sup>2</sup>